

秋田市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、北部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月26日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市土崎港西五丁目3番1号  
北部地域住民自治協議会  
会長 渡邊 清明
- 2 委託事務  
秋田市北部市民サービスセンター使用料徴収事務
- 3 指定日  
令和8年3月25日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで